

◆ 令和5年度 部長マニフェスト ◆ 行政管理部長

部の概要			
所属課と人員 (R5.4.1現在)	総務課・建築営繕課・文書法制課(法務担当含む)・職員課・ 防災安全課・検査担当・市民課	102人	

部の運営方針
 行政管理部のミッションは、市有財産の管理・営繕、文書、法務、情報公開・個人情報保護、契約、人事、福利厚生など行政全般における業務が適切に実施されるようにする。ひいては市役所のミッションである「国立市民の幸せの土台づくり」に貢献する。
 また、住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、マイナンバー等の個人情報を適切に管理・運用する。
 上記の業務において、各種相談に真摯に向き合い、正確な知識をベースに的確な支援・対応を行い、職員・市民に信頼される存在になることを目指します。

令和5年度の重点項目

No.	項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1	本庁舎の機能改善と有効活用を図る	<p>【本庁舎の維持管理・修繕、有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今まで大規模改修ができていない空調機の改修工事と北庁舎の外壁改修工事を行う。また、適宜、老朽化した施設の修繕等を速やかに行う。 ・老朽化した庁舎トイレの全面改修に向けて、バリアフリートイレの新設、衛生器具や排水管等の更新内容等を関係者と協議し、改修工事の基本設計案を取りまとめる。 ・庁舎内で様々な緊急事業の対応を実施する際のスペース等を整えるとともに職員密集度の高い職場の解消を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機、北庁舎外壁工事は完了した。また、配管詰まり等の緊急対応も実施した。 ・関係者と協議し、庁舎トイレ改修工事の基本設計案を取りまとめた。令和6年度には本工事の実設計委託を行っていく。 ・緊急対応として、国の総合経済対策としての給付金事業等の執務環境を整えた。また、令和6年度に給食センター跡地に会議室棟を設置するための案をまとめ、予算計上を行った。次年度はこれに関連して庁舎内の執務環境の再編を行う。 	B
2	市有施設の整備・改築	<p>【旧本田家住宅保存活用事業】</p> <p>R2年度からの継続事業であり、復元をR7年度までに完成させる計画。R5年度の目標では、まず4月中旬までに建築審査会の同意手続きを完了させる。その後、9月末より復元工事を着手できるよう契約手続きを完了させる。</p> <p>【国立駅南口子育て支援施設整備事業】</p> <p>子育て支援施設を、国立駅南口に建設される民間企業の賃貸住宅棟の1階に整備する。市工事は、賃貸住宅棟が一定規模進捗していなければ着手することができないため、現在関係者と調整中。R5年11月着手を目指して事務を進める。</p> <p>【第二小学校改築事業】</p> <p>当該事業はH30年度からの継続事業であり、R9年3月までに全ての工事の完了を目指すものである。R5年度は、既存プール解体を4月上旬に着手し7月中旬までに完了させる。また、校舎棟改築は、4月上旬に工事説明会を開催した後、4月下旬から工事を着手させる。両工事共に、児童動線と工事動線を区分し、安全を確保して工事を進めていく。</p> <p>【非構造部材耐震化対策事業】</p> <p>R5・6年度の2箇年で第八小学校の校舎非構造部材耐震化工事を実施する。R5年度は外壁工事全般と1F内部工事を完了させ、問題なく2学期を開始できるよう進める。 また、R6年度予定の第五小学校の校舎非構造部材耐震化工事の実設計を10月までに完了させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・復元工事実施設計は、予定通り4月中旬に建築審査会の同意手続きが完了した。復元工事は、9月に本契約の議決を経て契約を締結し、11月上旬から現場着手した。(完了：R7年12月下旬予定) ・貸主となる企業の状況により、賃貸住宅棟の建設スケジュールを調整し、当該工事(本体)の着手をR6年5月中旬に変更した。(完了：R7年1月下旬予定) ・プール解体工事は予定通り現場を7月中旬に完了。校舎棟改築工事は4月下旬から現場作業に着手した。概ね予定通り進捗している。(R6年12月新校舎棟完成予定) ・第八小学校非構造部材耐震化対策等工事のI期工事は、1F内部工事を夏休み中に行い2学期開始に影響なく完了した。第五小学校非構造部材耐震化対策等工事の実設計は予定通り10月末までに完了した。(R6・7年度に工事予定) 	B

3	個人情報保護制度の適正な管理・運用を図る	<p>【個人情報保護の適正な管理・運用】 令和5年4月1日から施行された個人情報の保護に関する法律及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、制度について全庁的な周知を図り、取り扱う個人情報について適正な管理及び運用を図る。</p>	<p>市の審議会からの答申における付帯決議の基本方針を制定し審議会からも高い評価をいただいた。法に基づく安全管理措置に関する基準の制定及び市が適切な事務を行うための法律等に基づく処分に係る審査基準についても制定し併せて全庁的に周知した。個人情報の今年度の課題についても市の審議会へ報告し、適正な管理及び運用に努めるよう全庁的に周知した。</p>	B
4	定年制度の延長等に係る取組の推進	<p>【課長補佐の役割の明確化と評価について検討・決定】 役職定年により、課長補佐職に降任した職員の役割を明確化すると共に、60歳以下の課長補佐職とのすみわけを行い、課内マネジメントの強化と双方のモチベーションの維持向上を図る。</p> <p>【希望降任制度の導入】 役職定年の職員が、健康状態や家庭の状況により、柔軟に降任ができるよう、制度改正を行い、離職防止とモチベーションの維持向上を図る。</p>	<p>・課長補佐職の役割については、近隣他市とも意見交換し、職員や職員団体の意見も参考にしながら考え方を整理した。今後、人材育成基本方針に盛り込み、職員に周知する。</p> <p>・希望降任制度については、現状の要綱において対応が可能であることを確認した。考え方をまとめ、希望する職員に対して対応できることとした。</p>	B
5	しょうがいしゃ雇用率の向上に向けた取組の推進	<p>【しょうがいしゃ雇用の実施と定着支援】 国立市においては、法定雇用率が2.6%のところ、令和4年6月時点の実雇用率が1.71%となっている。この状況を改善するため、令和5年度より、会計年度任用職員のしょうがいしゃ雇用(加配)の取組を段階的に進める。併せて、関係各課や関係機関とも連携しながら、定着支援にも取り組んでいく。</p>	<p>達成に向けて積極的に取り組み、会計年度任用職員を採用し、令和5年12月時点において法定雇用率2.6%を達成した。配属に当たっては、関係各課・関係機関と連携し、配慮についての知見をいただき、職場環境を整えた。</p>	A
6	人権に配慮した窓口対応	<p>【個々の状況に配慮した丁寧な窓口対応を行う】 特に以下の3点を確実にを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚届受付前後の適切な制度説明と、養育費確保等支援事業を主管する子育て支援課へ確実につなぐ。 ・婚外子差別問題への対処やDV対応等、人権配慮の観点からマニュアルに沿った窓口対応を継続的に行う。 ・本人通知制度の市民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度について、国のリーフレット等を活用し、市民課窓口において適切に説明し、子育て支援課にご案内している。 ・人権に配慮した窓口対応について随時OJTを行い職員、会計年度任用職員の意識向上に努めた。 ・市報11月20日号に本人通知制度の案内を掲載した。 	A

【達成度】 A…100% B…80%以上100%未満 C…50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満